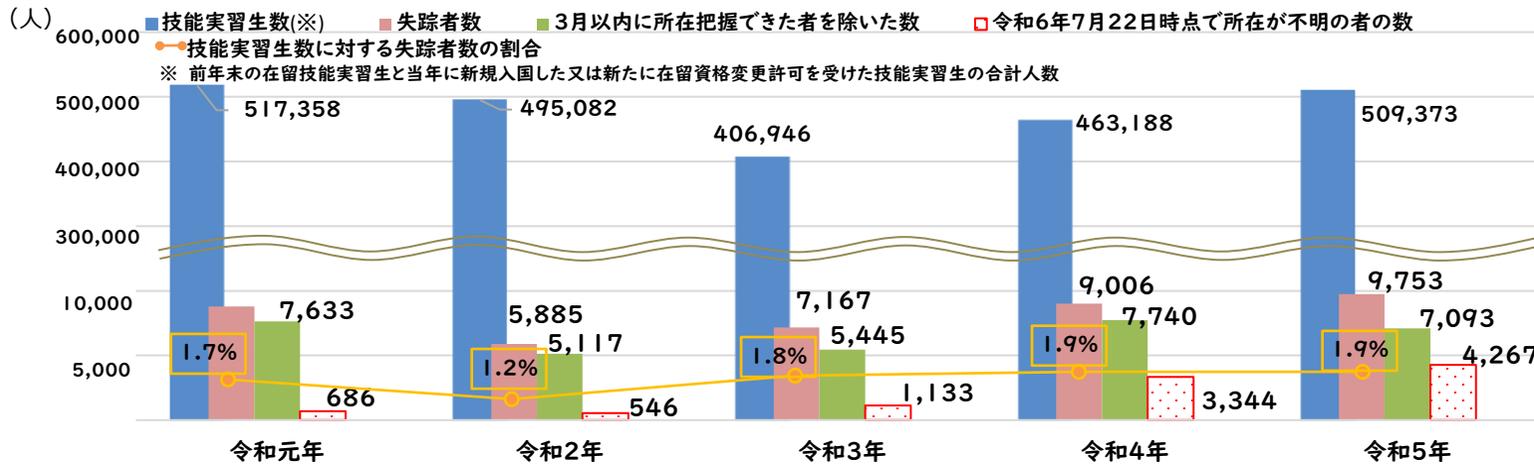


技能実習生の失踪者数の推移（令和元年～令和5年）

- 令和5年における技能実習生の失踪者数は9,753人であり、これまでで最も多い数となった。
- 技能実習生数に占める失踪者数の割合は1.9%で、例年と同程度の推移となっている。
- 令和元年から令和5年までの技能実習生の失踪者のうち、令和6年7月時点で所在が不明の者は9,976人である。



令和元年から令和5年までの失踪者のうち、令和6年7月22日時点で所在が不明の者

9,976人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総計	8,796	7,633	5,885	9,006(1.9%)	9,753(1.9%)
ベトナム	6,105	5,515	3,741	6,016(2.4%)	5,481(2.1%)
ミャンマー	347	174	250	607(2.6%)	1,765(5.4%)
中国	1,330	1,148	964	922(1.8%)	816(1.9%)
カンボジア	462	303	494	829(5.6%)	694(4.0%)
インドネシア	307	290	240	367(0.6%)	662(0.8%)
フィリピン	85	69	48	70(0.2%)	84(0.2%)
モンゴル	42	41	36	55(1.7%)	49(1.3%)
タイ	61	52	62	70(0.6%)	38(0.3%)
バングラデシュ	17	7	13	5(1.0%)	20(1.6%)
ラオス	16	15	3	11(1.2%)	7(0.5%)
その他	24	19	34	54(1.4%)	137(2.1%)

失踪技能実習生数 ①【累計】	40,607
所在が判明した者 ②【累計】	30,631
把握率 ②/①	75.4%
所在が不明の者 ①-②	9,976

詳細は6ページ参照

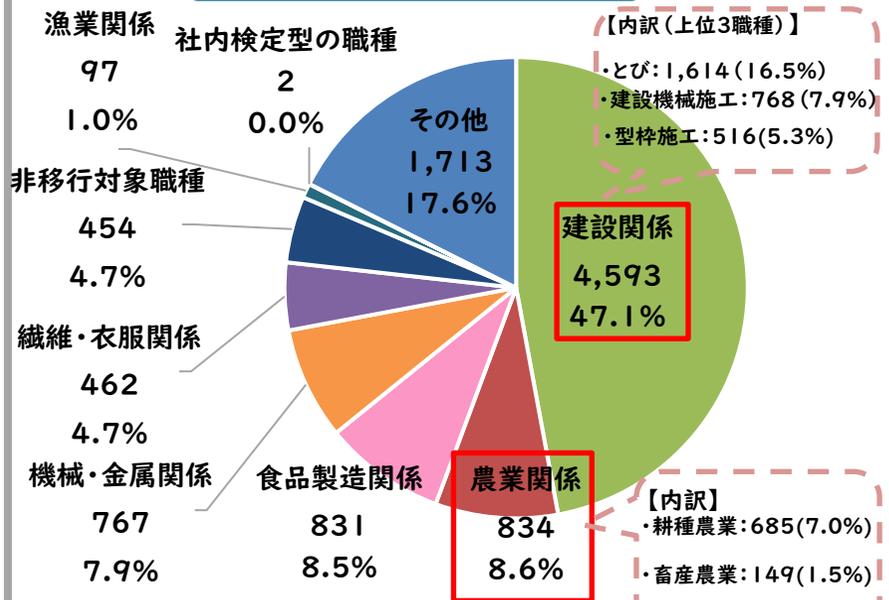
注 本資料に含まれる技能実習生の失踪者数に係る数値はいずれも速報値

※かっこ内は、国籍ごとの技能実習生数に対する失踪者数の割合

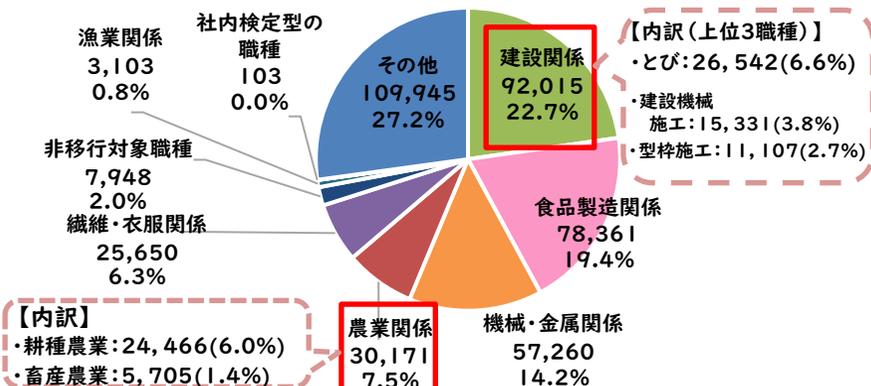
建設及び農業関係職種技能実習生に係る失踪者の発生状況と対応 <出入国在留管理庁資料>

- 令和5年における失踪者について、職種別の在留者数と比較して「建設関係」及び「農業関係」の割合が高い。
- 建設分野を所管する国土交通省及び農業分野を所管する農林水産省においては、独自に失踪防止対策等を実施している。

職種別失踪者数



【参考】令和5年末在留資格「技能実習」に係る在留者数: 404,556人(※)



※当庁HP掲載「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」(令和5年末)から引用

業所管省庁における失踪防止対策

建設関係職種

- 月給制の導入による安定的な賃金の支払い
- 建設キャリアアップシステムの登録義務化
- 建設業許可を要件化受入人数枠の設定
- 入管庁との間で失踪技能実習生に係る情報の共有・連携

農業関係職種

- 外国人材を含む働きやすい労働環境整備
- 技能実習事業協議会を通じた現状・課題の共有
- 相談窓口の設置や優良事例の収集・周知

更なる取組

事業協議会などの機会を捉えて、入管庁及び厚生労働省から各業所管省庁に対して提供する情報の拡大を検討

- 失踪技能実習生に係る受入れ機関情報
- 不適正な受入れ機関への処分等に係る情報

【参考】技能実習生の失踪者の状況（都道府県別）

＜出入国在留管理庁資料＞

○ 令和5年の技能実習生の失踪者数を都道府県別で見た場合、「愛知県」、「大阪府」、「東京都」の順に多く、また、在留者数と比較すると、「東京都」及び「大阪府」の割合が高い。

都道府県	失踪者数・・・① (令和5年)	【参考】		都道府県	失踪者数・・・① (令和5年)	【参考】	
		①÷②	在留者数・・・②			①÷②	在留者数・・・②
北海道	316	2.2%	14,157	滋賀県	124	2.1%	5,882
青森県	89	⑤ 3.0%	2,948	京都府	132	2.3%	5,752
岩手県	97	2.8%	3,460	大阪府	② 730	② 3.6%	20,555
宮城県	100	1.9%	5,161	兵庫県	279	2.1%	13,548
秋田県	37	2.2%	1,699	奈良県	63	2.1%	3,063
山形県	65	2.6%	2,540	和歌山県	36	2.0%	1,777
福島県	115	2.5%	4,633	鳥取県	57	④ 3.2%	1,767
茨城県	394	2.4%	16,659	島根県	30	1.4%	2,095
栃木県	158	1.8%	8,587	岡山県	187	1.9%	9,641
群馬県	213	2.0%	10,463	広島県	397	2.6%	15,040
埼玉県	⑤ 482	2.1%	22,592	山口県	142	2.8%	4,997
千葉県	④ 516	2.5%	20,842	徳島県	77	2.8%	2,765
東京都	③ 598	① 4.1%	14,725	香川県	126	2.2%	5,771
神奈川県	455	2.7%	17,100	愛媛県	136	2.0%	6,660
新潟県	122	2.4%	5,005	高知県	50	2.5%	1,962
富山県	162	2.7%	6,047	福岡県	463	3.0%	15,445
石川県	115	2.2%	5,176	佐賀県	68	2.1%	3,219
福井県	103	2.2%	4,684	長崎県	107	③ 3.3%	3,256
山梨県	68	2.6%	2,651	熊本県	221	2.4%	9,064
長野県	130	2.1%	6,163	大分県	127	2.7%	4,768
岐阜県	279	1.9%	14,879	宮崎県	102	2.4%	4,225
静岡県	311	2.1%	14,653	鹿児島県	168	2.6%	6,400
愛知県	① 783	2.1%	37,384	沖縄県	78	2.8%	2,811
三重県	145	1.3%	11,007	総計	9,753	2.4%	403,678

(注1) 都道府県は、実習実施者の所在地。

(注2) 在留者数は、令和5年12月末の在留者数であり、都道府県が「未定・不詳」のものは除外。

農林水産省の取組

◆ 相談窓口の設置（外国人受入総合支援事業）

- ・ 株式会社JTBが外国人材・事業者向けに13言語に対応した相談窓口を運営
- ・ 新たにLINEチャット・チャットボットの運用を開始
- ・ 失踪防止や不法就労防止に関する働きかけを特に強化

◆ 受入れ農家等への周知

- ・ 特定技能地域協議会の構成員である受入農家等に対して、失踪防止対策や不法就労防止に係るリーフレットを配布・周知

◆ 都道府県・市町村等への周知

- ・ 都道府県及び市町村の外国人担当窓口（約1,100）を登録し、失踪防止対策や不法就労防止に係るリーフレット等を配布・周知
- ・ JA系統、農業委員会系統、日本農業法人協会にも傘下会員に対し周知を依頼

◆ 適切な労務管理の分析・とりまとめ（農水省の広報資料）

- ・ 農水省の補助事業により、以下の資料を作成
 - ① 外国人材を雇用する際の労務管理上の注意事項等をまとめたマニュアル
 - ② 処遇や労務管理等の好事例をまとめた優良事例集
- ・ 併せて全国9ブロックにおいて受入農家等に直接説明

◆ 失踪防止セミナーの開催

- ・ 令和6年度は関東地域や東海地域において失踪防止セミナーを開催（会場はさいたま市、名古屋市）
- ・ セミナーでは、失踪事例に基づいた事案発生後の対応や再発防止について紹介するなど外国人材受入れに係る適切な配慮を啓発

農業者等に提供している資料リスト （出入国在留管理庁）

◆ 技能実習生の失踪者の状況（データ）

出入国在留管理庁が技能実習制度及び特定技能制度における、失踪者数の推移を公表（職種別・国籍別のデータ等）

◆ 失踪防止に向けた主な施策

①不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策、②技能実習生を失踪させないための施策、③失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策等を記載

◆ 失踪を発生させないための取組（事業者向け）

受入れ機関を対象に、失踪が発生してしまった場合に行う対応や失踪を発生させないために配慮すべきこと等を記載

◆ 失踪を発生させないための取組（外国人向け）

外国人を対象に、①来日前の確認事項、②「こうかんノート」の活用、③乱暴防止、④危険な誘いなどの各種リーフレット

◆ 不法就労防止の啓発（事業者向け）

外国人を雇用する事業主向けに、不法就労となるケース、法令上の罰則、外国人を雇用した際の届出等を掲載併せて、在留カードの真偽判断のポイントについても注記

目次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）
- ④ 失踪防止対策
- ⑤ その他の情報提供

農業分野における特定技能外国人の派遣形態による受入れ

- 農業分野では季節性による作業の繁忙など特有の事情があるため、派遣形態での受入れが可能となっている。
- 派遣事業者は、Ⅱの4つの要件いずれかに該当し、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当と認める者。
現在34社（令和6年12月末時点）が該当。

I 労働者派遣形態により受け入れる必要性 (農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針)

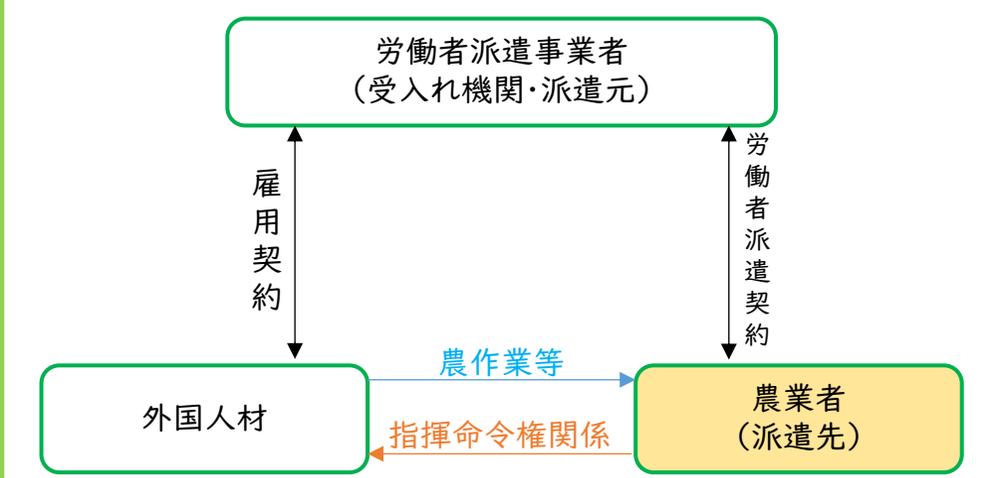
農業分野においては、

- ① 冬場は農作業ができないなど、季節による作業の繁忙がある、
- ② 同じ地域であっても、作目による収穫や定植等の農作業のピーク時が異なるといった特性があり、農繁期の労働力の確保や複数の産地間での労働力の融通といった農業現場のニーズに対応する必要がある

Ⅱ 派遣事業者の要件 (特定技能基準省令第2条第1項第9号イ)

- 以下のいずれかに該当し、かつ、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当と認める者
- ① 農業又は農業関連業務を行っている事業者
 - ② ①又は地方公共団体が資本金の過半数を出資している事業者
 - ③ 業務執行に実質的に関与していると認められる者が地方公共団体の職員又は①に掲げる者等
 - ④ 国家戦略特区法に規定する特定機関であること

(参考1) 特定技能外国人の派遣形態



(参考2) 特定技能外国人の派遣形態での受入れ事例

YUIME株式会社

- 東京都港区、沖縄県那覇市
- 主な派遣先:北海道、四国、九州・沖縄
- 外国人材:特定技能1号人材 600名
特定技能2号人材 16名
(令和6年9月末時点)

<特徴的な取組>

- ・2013年～農業繁忙期に特化した派遣事業を沖縄から開始
- 2017年～全国産地間連携を開始
沖縄:サトウキビ12月～、九州:茶3月、北海道:馬鈴薯6月～、四国:みかん10月～
練度を高めていることでマネージャー、リーダー体制を構築
生産性の高いチーム作りにより生産農家の維持・拡大を強く推進
- 2024年より農業分野における特定技能2号人材を育成



特定技能雇用契約の内容の基準(第1節)

- 報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用等について差別的な取扱いをしないこと
- 特定技能外国人は分野別運用方針及び分野別運用要領で定める水準を満たす技能を要する業務に従事させること
- 受入機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- 同等の業務に従事する日本人労働者の報酬の額と同等以上であること(適切に説明すること)
- 外国人の派遣先及び派遣の期間が定められていること
- 雇用契約終了後に帰国する際の費用については本人負担が原則だが外国人が負担できないときは受入れ機関が帰国費用を負担すること
- 外国人の健康状況その他の生活状況を把握するために必要な措置を講じること(定期健康診断の実施等)

雇用契約の相手方(受入れ機関)の基準(第2節)

- 労働関係法令、社会保険関係法令等を遵守していること
- 現に雇用している国内労働者を非自発的に離職させていないこと
- 雇用契約締結の日の1年以内及び締結後に行方不明者を発生させていないこと
- 実習認定の取消しを受けていないこと(5年を経過していること)
- 外国人の活動状況に関する文書を作成し、業務する事業所に備えておくこと
- 外国人及びその親族等が、補償金徴収や違約金契約等を締結させられている場合、それを認識して契約していないこと
- 1号外国人の支援費用を当該外国人に直接的又は間接的にも負担させないこと
- 派遣元が農業分野等に関する業務を行っており、入管庁の長と農水省の長との協議により適当と認められること
- 派遣先についても労働、社会保険及び租税に関する法令順守等、一定の失格事由に該当しないこと
- 労災保険制度の暫定任意適用事業所の場合、労災保険に類する民間保険に加入していること
- 外国人が十分に理解できる言語による情報提供体制や適切な相談体制があること
- 1号外国人支援状況に係る文書を作成し、契約終了日から1年以上備えておくこと
- 派遣先の監督的立場にある者との定期的な面談(3カ月に1回以上)を行うこと

- その他、農林水産省の上乗せ告示により、①特定技能外国人を直接雇用する場合、労働者を6月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験を有すること、②労働者派遣の場合は、派遣先は、労働者を6月以上継続して雇用した経験を有する者又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者として選任していることが要件とされています。

以下のいずれかに該当し、かつ、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当と認める者

要件①: 農業又は農業関連業務を行っている事業者

「農業を行っている者」とは、農業経営を行う者を指します。これに該当すると認められる場合としては、農業委員会等から発行された耕作証明書、営農証明書のほか、農畜産物の出荷に係る伝票や納品書の写し等が提出されていることが想定されます。また、「農業に関連する業務を行っている者」とは、農畜産物の集荷、加工、販売、営農・技術指導を行う生産者団体等を指し、これに当たり得るものとしては、例えば、農業協同組合、農業協同連合会、農業者が組織する事業協同組合等が想定されます。

要件②: 地方公共団体又は①に掲げる者が資本金の過半数を出資していること

地方公共団体及び①に掲げる者の両者が出資している場合には、その合計が資金の過半数になっていれば差し支えありません。

要件③: 地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他 地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること

「業務執行に実質的に関与していると認められる」場合としては、例えば、当該事業者の業務方法書等において「地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員」が農業分野に関する業務の運営に指導や助言等を行うことにより関与することとされていること等が想定されます。

なお、農業分野において、労働者派遣形態により特定技能外国人を受け入れる限りにおいては、「業務執行に実質的に関与していると認められる者」は、継続して業務執行に実質的に関与しなければなりません(そうでない場合、労働者派遣事業者は、労働者派遣事業者としての該当性を失うこととなります。)

要件④: 国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること

「特定機関」は、「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針」(平成29年12月25日内閣総理大臣決定)第4による特定機関の基準適合性についての確認を受けており、かつ、適正に外国人農業支援人材を派遣先農業経営体に派遣したことがある特定機関であることが必要です。なお、当該事業の終了をもって④の該当性を失うものではありません。

- 派遣先の対象地域については、派遣先の対象地域が苦情処理を含めた外国人労働者の雇用管理を適正に行うことができる範囲となっていることが必要です。
- 適正な在留管理を図る観点から、労働者派遣事業者として適当と認められる期間は3年間とし、当該期間が経過した場合には、改めて、その該当性について確認することとなります。

農業分野の特定技能派遣事業者コンソーシアム 組織概要

目的

特定技能外国人の派遣を認められた労働者派遣事業者が相互に研鑽し合い、諸課題への対応を行っていくことにより、業界全体のイメージ向上、企業価値拡大を目指すとともに、農業全体の発展へ寄与することができるよう活動を行う。

特に、企業活動による人権侵害について企業の責任に関する国際的な議論が活発となっていることを踏まえ、人権方針の策定・実行を中心に、派遣外国人材のキャリアアップに向けた仕組みづくり等を通じて事業者の自発的な発展を促進する。

構成員

派遣事業者 9社

・YUIME株式会社(事務局)



・株式会社アルプスアグリキャリア 

・PERSOL Global Workforce株式会社



・株式会社ジョブズ・エル



【オブザーバー】(一社)全国農業会議所

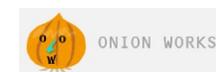
・株式会社ワークマネジメント



・株式会社HRC

株式会社HRC

・株式会社Mプランニング



・スタッフ・パートナーズ株式会社



・株式会社グローバルヒューマニー・テック



グローバルヒューマニー・テック

主な活動

【これまでの取組】

令和6年4月 コンソーシアム発足

令和6年10月 人権保護方針の策定、公表

令和7年5月 企画運営委員会等の設置

【今後の取組予定】

・人権デューディリジェンス(DD)に係る取組の具現化

・人権DDの周知徹底と適切な実行

・特定技能外国人材のキャリアプランの仕組みづくり

特定技能派遣事業者コンソーシアム「人権保護方針」概要

第1 はじめに

◇人権保護方針の位置付け

- ・農業分野で特定技能外国人材の派遣を認められた労働者派遣事業者が、相互に研鑽し合い、諸課題への対応を行うことにより、農業経営者、農業関係事業者、外国人材等から信頼と賛同を得て、業界全体のイメージ向上、企業価値拡大を目指す。
- ・関係するビジネスパートナー（派遣先の農業経営体等）などすべての人々に対して、コンソーシアムの信念や見解を共有するために人権保護方針を策定。

◇人権保護方針の適用範囲

- ・本コンソーシアムの構成員である派遣事業者に所属する全ての役員及び農業分野の特定技能外国人を含む従業員
- ・派遣先の農業経営体をはじめとしたビジネスパートナーに対しても方針を遵守いただくことを期待。

第3 推進方法

◇人権DD（デューディリジェンス）

- ・構成員それぞれが人権に対する負の影響を特定・評価し、負の影響を防止・軽減するための措置を講じる。

◇是正・救済

- ・人権への負の影響を受けた外国人材等の視点に立ち、適切な手続きにより是正・救済を行う。
- ・外国人材等が人材に関する相談・通報ができる体制を整備する。

◇ステークホルダーとの対話

- ・対話を通じて人権に対する負の影響の把握と改善を行う。

◇人権保護方針の理解促進

- ・構成員企業内のみならず、関係するビジネスパートナー等への啓発を継続的に行う。

第2 人権保護方針

◇国際的に認められた人権の尊重

- ・「国際人権章典」、ILO宣言に規定されている原則に表明されている人権並びに関連する法令における人権を尊重。

◇人身取引・強制労働の防止

- ・人身取引及び強制労働を禁止し、これらを知った際は適切な対応に努める。

◇差別及びハラスメントの禁止・防止

- ・人種、民族、言語、文化など不合理な差別及びハラスメントを行わず、ビジネスパートナーを含むすべての人々に対して差別及びハラスメントの禁止・防止を求める。

◇プライバシーの尊重

- ・外国人材のプライバシーの権利を尊重し法令に従った取り扱いとし、すべての個人データを適切な方法で管理する。

◇労働条件の確保

- ・外国人材の派遣先での処遇等については関係法令を遵守し、外国人材に対して労働条件を説明する際は、母国語などの言語で適切に説明する。

◇安全衛生環境の整備

- ・外国人材の労働環境及び生活環境において、必要な配慮が日本人同様に行われているか確認し、不具合がある場合は改善を図る。

◇理解の促進

- ・外国人材の宗教や文化の違いによる行動について理解醸成を図る。
- ・外国人材に対して、日本の文化や習慣への理解を促進する。

Q&A よくあるご質問

Q1 初めて特定技能外国人を受け入れる際、どのような手続きが必要ですか？

- 次の業務を行う農業事業者等が特定技能外国人を受け入れ可能です。
 - ① 耕種農業（栽培管理、集出荷・選別 ※栽培管理は必須業務）
 - ② 畜産農業（飼養管理、集出荷・選別 ※飼養管理は必須業務）
- 労働者を6月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験が必要です。
- 農林水産省が設置する「農業特定技能協議会」への加入が必要です。
- なお、外国人材は技能試験と日本語試験（N4相当）への合格が必要です。

Q2 農業特定技能協議会には、どのタイミングで加入すればよいですか？

- 初めて特定技能外国人を受け入れる場合は、事前に協議会の加入が必要です。既に加入されている場合は、再度加入する必要はありません。

Q3 協議会への加入手続きについて教えてください？

- 農業特定技能協議会への加入については、下記の入力フォームから申請ください。
<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/fukyu/kanyuu.html>
- 申請から1～2週間程度で、担当者のメールアドレスに対して、「加入通知書」が送付されます。2回目以降の受け入れの際にも必要となるため、大切に保管ください。

Q4 派遣形態で受け入れるための要件は何ですか？

- 労働派遣事業者は、次の①～④の要件のいずれかに該当し、かつ、出入国在留管理庁と農林水産省の協議の上適当と認められることが必要となります。
 - ① 農業又は農業に関連する業務を行っている者（以下「農業関係者」という。）であること
 - ② 地方公共団体又は農業関係者が資本金の過半数を出資していること
 - ③ 地方公共団体の職員又は農業関係者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は農業関係者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること
 - ④ 国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する「特定機関」であること

Q5 技能試験はどこで受験できますか？

- 1号農業技能試験は、海外12カ国（フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナム、スリランカ、インド、ウズベキスタン、バングラデシュ）で月1回以上開催しており、国内では47都道府県で月1回以上開催されています。
- 2号農業技能試験は、国内で2月に1回程度の頻度で開催されています。

Q6 技能試験の日程はどこから確認できますか？

- 1号農業技能試験については、「農業技能測定試験」のサイトの「1号農業技能測定試験はこちら」から「国別試験情報」でご確認ください。
<https://asat-nca.jp/asat1/exam>
- 2号農業技能試験については、「農業技能測定試験」のサイトの「2号農業技能測定試験はこちら」から「予約受付サイト」でご確認ください。
<https://asat-nca.jp/asat2>
- なお、再度受験する場合は、前回の試験日の翌日より起算して45日間は同じ試験を受けることができません。

Q7 試験結果はいつわかりますか？

- 試験終了時の画面に試験結果が表示されます。
- 結果通知書は試験終了から5営業日以内に、予約サイトで確認できます。

Q8 特定技能外国人は、選果業務に従事することはできますか？

- 特定技能外国人は、主たる業務として「栽培管理（飼養管理）、農産物（畜産物）の集出荷・選別等」に従事することができます。そのため、選果業務に従事していただくことは可能です。
- ただし、栽培管理業務が必須なため、選果業務のみに従事することはできません。

Q9 特定技能外国人材に冬場の除雪作業等にも従事することは可能でしょうか？

- 農業分野の業務に従事する日本人が通常従事する関連業務（農畜産物の製造・加工、運搬、販売作業、冬場の除雪作業等）であれば付随的に行うことが可能です。
- この場合にも「栽培管理（飼養管理）、農産物（畜産物）の集出荷・選別等」を主たる業務とする必要があり、栽培管理（飼養管理）は必須となります。

Q10 特定技能外国人を雇用する際の労務管理上の注意点は何か？

- 在留資格認定証明書交付申請時に作成することとなる参考様式1-6を踏まえると、下記の事項をあらかじめ明らかにしておくことが必要と考えられます。
 - ①雇用計画期間、②就業の場所、③従事すべき業務内容、④労働時間等、⑤休日、⑥休暇、⑦休憩、⑧賃金、⑨退職に関する事項、⑩その他

農林水産省が主催する「農業分野における外国人受入れセミナー」

- 農業分野において、外国人材の適正かつ円滑な受入れと働きやすい環境整備をさらに進めていく必要
- セミナーでは就労環境の整備面で秀逸な取組を行う農業経営体や、現場での課題解決に取り組む地方自治体、日本との連携強化を希望する送出し国の取組・魅力等を紹介

第1回 R6.12.25 プログラム

(1) 講演



「外国人労働者の増加と地方自治体支援の必要性について」

北海学園大学 経済学部 教授 宮入 隆氏

(2) 事例紹介



「外国人材受入れの際に気をつけていること」

株式会社みっちゃん工房 代表取締役社長 光永 カオリ氏
☆令和5年度全国優良経営体表彰(働き方改革部門)で「農林水産大臣賞」を受賞



「派遣形態での受入れにおける働き方と定着支援について」

YUIME株式会社 取締役 江城 嘉一氏

(3) 農林水産省からの情報提供

・農業分野の外国人材受入れ状況、各種制度概要など

第2回 R7.2.25 プログラム

(1) ウズベキスタンの紹介

・冒頭挨拶

駐日ウズベキスタン共和国大使 ムクシンジャ・アブドゥラフノモフ氏
ウズベキスタン共和国農業省 副大臣 アリシエフ・シュクロフ氏

「ウズベキスタン人材の魅力と国の支援について」

ウズベキスタン代表 ジュマ・アーリー氏

(2) 宮崎県における取組と受入事例紹介



「宮崎県における農業外国人材受入れ体制構築の取組」

宮崎県農政水産部農村振興局担い手農地対策課 主査 濱砂 裕則氏



「外国人材のリクルートと受入環境整備について」

株式会社くしまアオイファーム代表取締役社長 奈良迫 洋介氏

(3) 外国人材向けの農業学習コンテンツの紹介

第3回 R7.5.19 プログラム

(1) インドの魅力紹介

①ご挨拶 在日インド大使館 Karun Bansal氏



②「インド人材の魅力と現状」

在インド日本国大使館 太田 雅美氏、JICA専門家 栗山 明氏



③「インド人材の魅力、インド北東部と日本の取組など」

ANA総合研究所首席研究員 片桐 常弥氏



④「日本語教育の状況、現地学生へのインタビューなど」

ARMS Incorporation ジャミル・テムジェン・ブルサネン氏



⑤「高知県における外国人材の活躍、熊谷ファームで活躍する外国人」

高知県商工労働部商工政策課 前田 淑氏

(2) 地方自治体における外国人向け施策

「熊本県における外国人材受け入れ支援の取組

(特定2号合格に向けた支援など)」

熊本県農林水産部担い手支援課 橋本 直樹氏



©2010熊本県くまモン

第4回 R7.6.23 プログラム

①「インドネシア人材の魅力紹介」

在インドネシア日本国大使館 一等書記官 小宮 元晃氏



はびりゅう

②「優秀な人材の確保(福井県とインドネシア農業省との覚書締結など)」

福井県庁 農林水産部 園芸振興課 羽生 英二氏



③「外国人との共生&共働(受け入れ準備・生活・仕事・語学・人材育成・帰国後の支援の工夫(サマサマ手帳)など)」

株式会社農園たや 代表者 田谷 徹氏



④「海外ジョブフェア(インドネシア:バリ州デンパサール)の紹介」

一般社団法人 全国農業会議所 東垣 美穂氏